

令和2年第3回（9月）定例町議会

（第4日 9月11日）

令和2年第3回（9月）西伊豆町議会定例会

議事日程（第4号）

令和2年9月11日（金）午前9時30分開議

- 日程第 1 認定第 1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 2 認定第 2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 3 認定第 3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 4 認定第 4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 5 認定第 5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定について
- 日程第 6 認定第 6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について
- 日程第 7 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 8 諮問第 3号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第 9 発議第 2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書案について
- 日程第10 発議第 3号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書案について
- 日程第11 常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第12 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 堤

豊 君

3番

山本智之君

4番	芹澤	孝君	5番	高橋	敬治君
6番	加藤	勇君	7番	山田	厚司君
8番	西島	繁樹君	10番	山本	榮君
11番	増山	勇君			

欠席議員（1名）

9番 堤 和夫君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	星野	淨晋君	副町長	椿	隆史君
教育長	鈴木	秀輝君	総務課長	高木	光一君
まちづくり課長	長島	司君	窓口税務課長	渡邊	貴浩君
健康福祉課長	白石	洋巳君	産業建設課長	松本	正人君
防災課長	佐野	浩正君	環境課長	鈴木	昇生君
会計課長	森	健君	企業課長	村松	圭吾君
教育委員会 事務局 局長	真野	隆弘君			

職務のため出席した者

議会事務局長 大谷 きよみ 書記 山本 征司

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（山本智之君） 皆さん、おはようございます。

ただいま出席している議員は、9名であります。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（山本智之君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

◎認定第1号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第1、認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、加藤勇君。

[第1常任委員長 加藤勇君登壇]

○第1常任委員長（加藤 勇君） 報告の前に文言の訂正をお願いします。1枚目の2の質疑でございますが、その回答の1番下の、質疑の2の回答の1番下ですが、「英語力向上を目的に実施し、中学生40人」とありますが、これを「10人」に訂正をお願いします。

それでは、報告をいたします。

令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告。

認定第1号「令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定について」は、令和2年9月3日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

会議規則第71条の規定により、第1常任委員会・第2常任委員会の連合審査会を、9月4日に町長、副町長、教育長、企業課長を除く各課長・局長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算」は、歳入総額77億8,287万9,432円、歳出総額74億5,444万845円で、差引額は3億2,843万8,587円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、

歳入は22.2パーセントの増、歳出は22.2パーセントの増となりました。

主な理由としましては、歳入では、町税や地方交付金の減、町債の減はあるものの、国庫支出金の増、ふるさと応援寄附金の増、財政調整基金繰入金の増などにより増額となっています。

歳出では、浮島新線法面改良事業の皆減、月の浦橋長寿命化対策工事の皆減、坂本川改修工事の皆減などがあるものの、健康づくり給付金の皆増、住宅、店舗リフォームの等補助金の皆増、プレミアム付商品券事業の皆増、柴松ヶ坂線改修工事の皆増、津波避難タワー建設工事等の避難施設整備工事費の皆増、小型動力ポンプ付積載車購入費の皆増、文教施設等整備に係る調査・設計業務の皆増などにより増額となっています。

審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

- 1 質疑 起業促進事業として、起業に向けての心構えやノウハウ、移住・定住の経験者談などの講義を実施したとあるが、参加者と成果は。

回答 参加者は地域おこし協力隊・地元農業者・漁業者・将来西伊豆町に移住したいと考えている方など、述べ216人が参加しました。令和2年度に退任した地域おこし協力隊3人の内2人が西伊豆町で起業し、1の方が会社務めとなっています。

- 2 質疑 旧田子中学校で行った町内留学生事業の内容は。

回答 ALT（外国語指導助手）3人による授業で、外国の文化を学ぶ機会や英語力向上を目的に実施し、中学生10人が参加しました。

- 3 質疑 選挙区の統合について、大沢里区長及び町内会長と意見交換を行ったとあるが、内容は。

回答 選挙投票時に、移動投票所・移動支援なども含め、大沢里地区の投票所の統合ができないか協議を行っています。

- 4 質疑 高齢者などへの交通費助成で、バス券の購入が大幅に減っているが、要因は。

回答 助成制度の2年目ということもあり、通院や外出で本当に必要な人の購入が中心となり、前年度と比較し減少したのかもしれませんが。今年度からは、タクシー利用助成制度も始まりましたので、利用者の意向調査や広報を行い、より利用しやすい制度を目指します。

- 5 質疑 高齢者実態把握事業で、前年度より訪問数が減少しているが、要因は。

回答 調査員は高齢者訪問以外の業務も行っていること、また、訪問先は独居等のお宅が中心で訪問時間が長くなるほど、1年間で訪問できる対象者数は限られるため、2年間かけて対象者全員を訪問しているのが実態です。

6 質疑 河川水質調査で、大腸菌群数の多く検出された住宅密集地の河川で、悪臭対策用の薬剤を散布したが、原因と海洋汚染の影響は無いか。

回答 生活排水が流れる河川で、水量が少ないために悪臭が発生しています。微生物で汚染処理を行うバイオ製剤を使用しており、影響はありません。

7 質疑 住宅・店舗リフォーム等促進事業で約780万円の支出だが、全体の事業費は。

回答 約5,000万円です。

8 質疑 役場本庁舎の耐浪調査の結果、耐浪なしと判断されたが、内容は。

回答 津波が直接ぶつかる場合の調査で、耐浪なしとなりました。

質疑 具体的には崩れて流されるということか。

回答 数値的に耐えられないということで、流されるかは判断できません。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） 確認ですけど、質疑1、この回答のところで、3行目「令和2年度に退任した地域おこし協力隊3人」というふうに書いてありますけども、これは今年度に入って退任した人なのか、前年度に退任して今年度にごういうことをしたのか。これ両方取れるんで、ちょっと文言書き直した方がいいんじゃないかなと。

例えば、前年度に退任した人が今年度に起業したとかそういうことであれば、令和元年度に退任した地域おこし協力隊3人が令和2年度にというふうにすべきじゃないか。

○議長（山本智之君） 高橋議員、立って。

○5番（高橋敬治君） 立つんですか、はい。これ、両方取れるんで、実態はどっちだったでしょうか。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 回答の中ではその中身についての質問といたしますか、内容確認まではいっておりませんでした。

○議長（山本智之君） 5番、高橋敬治君。

○5番（高橋敬治君） このままだと、令和2年度に退任したというふうにとれますし、「令和2

年度に退任した」だったら、前年末までに退任した人が今年度に起業しているとかというふうに解釈できるんですけど、両方解釈できるんで、そのへんは再度検討したほうがいいのかなと思います。

○議長（山本智之君） 6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 休憩をお願いします。

○議長（山本智之君） 暫時休憩します。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時43分

○議長（山本智之君） 休憩を解いて再開します。

6番、加藤勇君。

○6番（加藤 勇君） 先ほどの質疑1の回答の中身の「令和2年度に退任した地域おこし協力隊3人」とありますが、これは令和2年度になってから退任した方3名という中身でございますので、ご理解をお願いします。

○議長（山本智之君） ほかに、ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第1号 令和元年度西伊豆町一般会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手多数です。

よって、認定第1号は、認定することに決定しました。

◎認定第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第2、認定第2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、加藤勇君。

[第1常任委員長 加藤勇君登壇]

○第1常任委員長（加藤 勇君） 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告。

認定第2号「令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和2年9月3日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月7日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係主任保健師、納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額12億4,842万9,169円、歳出総額12億2,253万8,820円で、差引額2,589万349円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は2.0パーセントの減、歳出は2.1パーセントの減となりました。

審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

1 質疑 保険税の収納状況で、滞納額の収納率が30年度に比較して低い。

回答 仕事を辞めたことや仕事減による収入減・生活困窮者の方などが、おられることなどです。

質疑 収納対策は。

回答 財産調査などを行いながら個々の状況に対応しています。

2 質疑 医療費通知は受診者の負担になっていないか。

回答 通知は、他受診予防やどの位の医療費がかかっているか自覚してもらう目的で行っています。

3 質疑 収納状況の未還付は、どのような状況で発生するのか。

回答 転出や社会保険加入、過誤納付などに対して還付が生じます。

以上のほか、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告させていただきます。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この採決に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第2号 令和元年度西伊豆町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、認定第2号は、認定することに決定しました。

◎認定第3号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第3、認定第3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1 常任委員長、加藤勇君。

○第1 常任委員長（加藤 勇君） 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について第1 常任委員長報告。

認定第3号「令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和2年9月3日の本会議において、第1 常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月7日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係主任保健師、納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額3億855万5,947円、歳出総額3億804万4,593円で、差引額51万1,354円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は0.6パーセントの減、歳出は0.5パーセントの減となりました。

審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

1 質疑 保険料徴収費の滞納繰越で調定額が8万1,000円で収入済額が、6万6,300円、欠損額も未償還額も0円だか、差額は。

回答 差額の1万4,700円は、収入未済額となっています。成果説明書の記載を、決算書に沿ったものに見直しをします。

2 質疑 被保険者は年々減っているが、保険料が上がっている要因は。

回答 被保険者が負担する均等割りが、世代間の負担公平の観点から、低所得者の負担軽減措置が低くなるように改正されたためです。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第1 常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この採決に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第3号 令和元年度西伊豆町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、認定第3号は、認定することに決定しました。

◎認定第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第4、認定第4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第1常任委員長、加藤勇君。

〔第1常任委員長 加藤勇君登壇〕

○第1常任委員長（加藤 勇君） 報告の前に訂正をお願いいたします。質疑2の回答の最初の行ですが、後ろのほうに「地区ごとの核となるリーダーを要請し、」とありますが、この「要請」の漢字の表記が違っておりますので、訂正をお願いいたします。

それでは、報告いたします。

令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について第1常任委員長報告。

認定第4号「令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、令和2年9月3日の本会議において、第1常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月7日に町長、健康福祉課長、窓口税務課長、医療保険係長、介護保険係主任保健師、納税徴収係長、課税係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算」は、歳入総額15億1,134万8,980円、歳出総額13億3,368万3,707円で、差引額1億7,766万5,273円の繰越額となり、前年度決算額との対比では、歳入は1.2パーセントの増、歳出は1.0パーセントの減となりました。

審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

1 質疑 介護認定の認定有効期間が1年間から2年に延長となったが、内容は。

回答 国の方針により更新申請が延長となったものです。新規に年度途中で申請する方は従来と変わりません。

質疑 認定を受けている方が、体調の変化などで審査を受けたい場合は。

回答 認定変更の対象者として、年度途中で変更申請が受けられます。

2 質疑 健康づくり事業が盛んに行われているが、継続のための対策は。

回答 健康マイレージ事業との一体化や地区ごとの核となるリーダーを養成し、地域主体の活動に繋げていきたいです。

今後サロンのような場所などが必要になってきますので、町はいかにそれらを提供するかが課題です。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全員賛成で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第1常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第4号 令和元年度西伊豆町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、認定第4号は、認定することに決定しました。

◎認定第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第5、認定第5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤豊君。

[第2常任委員長 堤豊君登壇]

○第2常任委員長（堤 豊君） それでは、令和元年度水道事業会計決算認定について第2常任委員長報告をいたします。

認定第5号「令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定について」は、令和2年9月3日の本会議において、第2常任委員会の付託となりました。

委員会は、9月7日に副町長、企業課長、企業課主幹、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和元年度西伊豆町水道事業会計決算」は、収益的収支の収入では、営業収益2億511万9,842円、営業外収益1,784万6,527円、全体で2億2,296万6,369円です。支出では、営業費用1億7,361万1,838円、営業外費用708万1,002円、全体で1億8,069万2,840円です。収益的収支の純利益は2,841万6,587円で、対前年度比641万7,649円の減益となっています。

また、資本的収支では、収入は他会計から繰入金、408万8,000円、その他補助金が6,329万円となり、収入全体では6,737万8,000円となりました。支出は建設改良費1億5,444万1,533円、企業債償還金690万6,995円と合計1億6,134万8,528円となりました。

審査では、主に下記のような問題が質疑されました。

1 質疑 水道事業の民間業者への仕事量が少ない。他市町では水道事業を民間委託しているケースがあるが、施設の維持管理を民間に委託することを検討できませんか。

回答 経費削減、スリム化を考えると民間に委託していかなければ経営が困難になるかもしれませんが、今は、職員で施設の点検管理等を行えているので、現状での民間への委託は考えていません。

2 質疑 給水収益で営業費用を賄えるのか、事業の水道利用について今後の使用分析をどう考えるか。

回答 今は、収益が出ていますが、宿泊業が減少すると経営は苦しくなり収益も減少していくと思われます。今後、施設の耐震化を含めた経営計画を見直す中で水道料金の改定も考えたいと思います。

以上の他、質疑がありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第5号 令和元年度西伊豆町水道事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（高橋敬治君） 挙手全員です。

よって、認定第5号は、認定することに決定しました。

◎認定第6号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第6、認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

第2常任委員長、堤豊君。

[第2常任委員長 堤豊君登壇]

○第2常任委員長（堤 豊君） それでは、令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について第2常任委員長報告をします。

認定第6号「令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定について」は、令和2年9月3日の本会議において、第2常任委員会に付託となりました。

委員会は、9月7日に副町長、企業課長、企業課主幹、業務係長、水道温泉係長の出席のもと開催いたしました。

その経過と結果につきまして、ご報告申し上げます。

「令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算」は、収益的収支の収入では、営業収益9,050万2,137円、営業外収益120万2,775円、全体で9,170万4,912円です。支出では、営業費用7,050万2,651円、営業外費用96万7,631円、全体で7,147万282円です。収益的収支の純利益は1,730万4,630円で、対前年度比1,324万7,123円の減益となっています。

また、資本的収支では、収入はなく、支出は建設改良費3,223万円です。なお、資本的収支の不足額3,223万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額293万円、過年度分損益勘定留保資金2,930万円で補填しています。

審査では、下記のような問題が質疑されました。

- 1 質疑 温泉施設は津波浸水区域内にあるが、これらの施設を今後どのようにしていくのか。
回答 施設を津波浸水区域外へ移設することはできないので、現在策定中の経営戦略の中で耐震化について検討していきます。
- 2 質疑 電力の自由化が進んでいるが、温泉施設ごとの契約の見直しについて検討しているの

か。

回答 電気使用料は把握していますが、企業課内では検討はしていません。契約の見直しについては、町全体で検討していきます。

以上のほか、質疑がありました。

審査の結果、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（山本智之君） 第2常任委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

この決算に対する委員長報告は、認定とするものです。

認定第6号 令和元年度西伊豆町温泉事業会計決算認定については、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、認定第6号は、認定することに決定しました。

◎諮問第2号の上程、説明・質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 西伊豆町中106番地

氏 名 金刺 貴彦

生年月日 昭和34年2月23日生

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、鈴木秀輝氏が令和2年12月31日をもって任期満了のため、後任に金刺氏をお願いをしたいものでございます。履歴につきましては、次ページに添付してございますので、ご覧いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに、賛成の諸君は挙手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、諮問第2号は、適任と認めることに決定しました。

◎諮問第3号の上程、説明・質疑、討論、採決

○議長（山本智之君） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 星野浄晋君登壇]

○町長（星野浄晋君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 西伊豆町仁科369番地の1

氏 名 山本 昭代

生年月日 昭和32年4月2日生

令和2年9月1日 提出。

西伊豆町長 星野浄晋。

提案理由につきましては、西島洋子氏が令和2年12月31日をもって任期満了のため、後任をお願いしたいものでございます。履歴につきましては、次ページに添付してございますので、ご覧いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山本智之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、本案に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

先に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、本案を採決します。

諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦については、委員の候補者として適任であると認めることに、賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、諮問第3号は、適任と認めることに決定しました。

◎発議第2号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決

○議長（山本智之君） 日程第9、発議第2号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）を議題とします。

お諮りします。

発議第2号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は提案理由の説明および朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は賛成者が多数でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第2号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決いたします。

これより、本案を採決します。

発議第2号、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書（案）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決しました。

◎発議第3号の上程、説明・質疑・討論の省略、採決

○議長（山本智之君） 日程第10、発議第3号 「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書（案）を議題とします。

お諮りします。

発議第3号は、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明及び意見書の朗読を省略したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は提案理由の説明および朗読を省略することに決定しました。

なお、本案は賛成者が多数でありますので、質疑・討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号は、質疑・討論を省略し、直ちに採決を行います。

これより、本案を採決します。

発議第3号、「森の力再生事業」の継続、そしてこの事業推進のために「森林（もり）づくり県民税」課税期間の延長に関する意見書（案）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君は挙

手願います。

[賛成者挙手]

○議長（山本智之君） 挙手全員です。

よって、発議第3号は、原案のとおり可決されました。

◎常任委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本智之君） 日程第11、常任委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定しました。

◎議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○議長（山本智之君） 日程第12、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（山本智之君） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会宣告

○議長（山本智之君） 以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全て終了しました。

これにて、令和2年第3回西伊豆町議会定例会を閉会します。

皆さま、ご苦労さまでした。

閉会 午前10時24分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員